

被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議（第1回）会議録

- 1 日 時 平成24年4月24日（火） 16時から17時15分
- 2 場 所 北海道選挙管理委員会事務局会議室
- 3 出席者 北海道市長会事務局 五十嵐参事、能登主査
北海道町村会事務局 熊谷副部长、青山主査
道総務部危機対策局危機対策課防災G 古俣主査
道総合政策部科学IT振興局情報政策課情報企画G 曾根主幹
道総合政策部地域主権局広域連携行政G 鈴木主幹
道総合政策部地域行政局市町村課G 叶野主幹、幾島主査、安宅主任

4 開催結果の概要

(1) 挨拶（事務局：叶野主幹）

本日は昨年度末に設置した「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」の第1回会議を開催する。

ご参集頂いた方々は、検討会議の設置要項に定めた参集者のコアメンバーとして検討会議に参加していただき、今後、当会議の検討課題等によりここにお集まりいただいた方以外にも、増える可能性があるかもしれませんが、皆様方の知恵、ご意見をお借りしながら、これから進めて参りたい。

(2) 自己紹介

※参集したメンバー挨拶

(3) 会議の内容（事務局：叶野主幹）

この検討会議を設けた経緯は、東日本大震災で、市町村役場が被災し、行政機能が麻痺した市町村が数多く見受けられたところ。

この件について、道議会においても指摘があったところであり、被災時に行政機能を確保するためには、どの様にしたらよいかを皆様と検討して参りたい。

- ・市長会及び町村会は現場の視点からの意見を、
- ・危機対策局は、防災対策や業務継続計画及び「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を担当する観点からの意見を、
- ・情報政策課は、各種情報を確保する観点からの意見を、

・地域主権局は、広域行政の視点からの意見をそれぞれいただきたい。

また、今後、職員の派遣などが考えられることから、道人事課へ随時、検討会議の開催状況の提供や、今後状況に応じて検討会議へ参加いただくこともある。

○ 資料 1 の説明（事務局：叶野主幹）

- ・検討会議は、平成24年3月12日に設立し、今後のスケジュールを示したものの。
- ・行政機能を維持・確保するために、道内市町村において、どのような取り組みが行われ、また、何が必要であるかを把握する必要があるため、各市町村にアンケートの実施を考えているが、内容については、次期の会議までに事務局で案を作成し、皆様方と検討した上で、調査を実施することとしたい。
- ・アンケートの結果を踏まえ、道外の先進的事例のある市町村の状況や、今般の浜中町、広尾町、八雲町、鹿部町における対応状況などを把握しながら、検討を進めていく考え。
- ・より実効性の高い内容とするためには、机上の理論だけでは困難であるが、月1回以上の開催予定で進めていきたい。

○ 資料 2 の説明（事務局：叶野主幹）

（設置要綱の説明）

○ 資料 3 の説明（事務局：叶野主幹）

- ・「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」では、主に災害発生時における初動体制の整備が中心になっていることから、見直しすることで、行政機能についても明確化できればと考えてる。

○ 資料 4 の説明（事務局：幾島主査）

- ・資料の相互応援協定は、消防庁が把握している内容であるが、内閣府においても先進的な情報を保有している可能性があることから、入手でき次第提供する。
- ・三陸地域の自治体相互で平成19年度に協定を結び、平成20年度に警察、自衛隊、医療機関、住民などが訓練を実施していたこともあり、東日本大震災発生時には支援活動等が円滑に進められたことから、今般の検討会議を進めるに当たり、非常に参考となる事例である。
- ・4月20日に、宮城県石巻市、大崎市及び山形県新庄市、酒田市がそれぞれ沿岸部と内陸部の地域において災害協定を結んだことについては、今後注視し、情報収集などを行っていく。

(4) 意見交換

所 属	発 言 者	内 容
事務局	叶野主幹	・ 東日本大震災を受け、市町村から対応を求める要望や問合せなどがあったか。
町村会	熊谷副部長	・ ない。
市長会	五十嵐参事	・ ない。 ・ 議論を進める中で、やはり現場の意見が必要ではないか。
事務局	叶野主幹	・ 東日本大震災を受け、既設の防災計画の見直しや役場庁舎の移転などを取りまとめた資料はないか。
危 对	古俣主査	・ ない。
情 政	曾根主幹	・ I TのBCPの策定団体は、道内1団体。 検討は十数団体。
事務局	叶野主幹	・ 市町村における災害時のBCP策定状況を把握しているか。
危 对	古俣主査	・ 道の地域防災計画を踏まえ、策定を促しているが市町村の判断に委ねられている状況の中で、総務省が取りまとめた資料では、全国で100団体に届かない程度。(道内分は不明) ・ 職員数が少ない小規模町村では、災害時のBCP策定は限界がある。
事務局	叶野主幹	・ 定住自立圏を活用して、行政機能の維持を目標とした協定の締結は可能か。
主 権	鈴木主幹	・ 地域のビジョンとして位置づけることで可能である。 定住自立圏は、中心となる団体から放射線上に伸びる団体をイメージしているため、放射線上に伸びた団体相互間の協力は想定していない。ただし、定住自立圏の対象外として形成することも可能である。
事務局	叶野主幹	・ 道内をエリア分けし、災害の種類を特定した検討を進めることが必要である。 ・ 大都市における災害対応の考え方も考慮すべきである。 ・ 災害時には、住民の家族構成など、生活状況を把握することが一番重要だが、市町村の組織内で、それぞれ保有する情報（住民課、福祉課など）を集約する必要があるが、「個人情報保護」の問題がある。

(5) その他（事務局：叶野主幹、幾島主査）

- 道外の先進的事例のある市町村への状況把握については、皆さんにも参加いただき、それぞれの視点から意見を聞いていただきたいと考えているので、協力をお願いします。

- 災害発生時、行政機能を確保するために、何を一番早く整え、何を実効しなければならないかが想定できない。

- 次回の検討会では、皆さんの意見を持ち寄っていただき、検討を進めたいと考えている。

被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議（第2回）会議録

- 1 日 時 平成24年5月31日（木） 16時から17時15分
- 2 場 所 北海道選挙管理委員会事務局会議室
- 3 出席者 北海道市長会事務局 五十嵐参事、能登主査
北海道町村会事務局 熊谷副部長
道総務部危機対策局危機対策課防災G 中島主幹、古俣主査
道総務部危機対策局危機対策課危機調整G 浦野主幹
道総合政策部科学IT振興局情報政策課情報企画G 曾根主幹
道総合政策部地域主権局広域連携行政G 鈴木主幹
道総合政策部地域行政局市町村課G 叶野主幹、幾島主査、安宅主任

4 開催結果の概要

(1) 挨拶（事務局：叶野主幹）

「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」の第2回会議を開催する。
多くの議題があるため、早速始める。

(2) 議題

ア 「被災市町村の行政機能の確保のための道内市町村アンケートの趣旨について」

【市町村課：幾島主査、叶野主幹】

- ・ 道内市町村へのアンケートについて、事務局案を資料で示しているが、当該アンケート項目について、皆さんの専門分野での目線で検証いただき、6月8日（金）までに修正や追加などの意見を提出願いたい。
- ・ アンケート結果を踏まえた現地調査について、次の2通りの手法があると考えているが、皆さんの意見を伺いたい。

① アンケート終了後 → 道内市町村の現地調査 → 道外被災地の現地調査

② アンケート終了後 → 道外被災地の現地調査 → 道内市町村の現地調査

（→ 各メンバーから意見がなかったため、持越し後日、再度意見聴取する。）

- ・ 先週（5月23日～25日）地域づくり支援局長と担当主査が被災3県及び陸前高田市、東松島市で、被災地支援業務に係る意見交換を行ってきたとの情報がありましたので、参考となる内容があれば、次回の検討会で情報提供を考えている。

イ 「西胆振地域における防災協定について」

【地域主権局：鈴木主幹】

- ・ 平常時も相互協力を行う防災協定が、西胆振地域（室蘭、登別、伊達、豊浦、壮瞥、洞爺湖）6市町で締結された。
H8年に室蘭、登別、伊達の3市で、結んだ協定を拡大したもの。
- ・ 確認中であるが、今金町が八雲町と協定を結んだ話を聞いている。

ウ 「災害対策基本法の改正の動向について」

【危機対策課：中島主幹、古俣主査】

- ・ 当初、国では今年度に法改正の検討を進め、来年度、見直すこととされていたが、内閣府で「できることから見直す」こととされた。
- ・ 防災対策推進検討会議の中間報告がH24.3に示され、最終報告はH24夏頃に予定されている。
- ・ 資料で示される「◇被災地を支える体制づくり」中の「市町村機能が著しく低下した場合」がどの程度を想定したものか、今後、注視する。

エ 「市町村における地震発災時の業務継続計画の策定状況調査について」

【危機対策課：浦野主幹】

- ・ 市町村における業務継続計画の取組を求めたのは、H22.4からである。
H23.12に策定状況の調査を行ったが、策定した団体は無く、一方で、既存の計画等で業務を継続させている団体が16団体程度であった。このことを踏まえ、道議会（総務委員会）での指摘もあり、あらためてチェック表による策定状況の調査を行うこととした。（調査結果は市町村へ情報提供を行う。）
- ・ 市町村における地域防災計画の見直しに関連し、業務継続計画の必要も重要であることから、今後、注視する。

オ 「市町村へのIT・BCP策定の働きかけについて関係施策説明」

【情報政策課：曾根主幹】

- ・ 今年4月に、市町村長が出席する会議において、IT-BCPの必要を説明したところであり、今後も、様々な民間開催のセミナーを活用し、市町村担当者への説明を行う予定である。
- ・ 現在、道内でIT・BCPを策定したのは、「えりも町」のみである。

(3) その他

(市長会：五十嵐参事)

- ・ 市町村においては、各省庁から様々な業務に係る業務継続計画の策定を求められると策定までに時間を要し、また、被災想定も様々である。

(危機対策課：中島主幹)

- 各業務に伴う業務継続計画が策定されている。道としては、危機対策課の業務継続計画が一応、全ての部分を横断的に網羅している考えである。

被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議（第3回）会議録

- 1 日 時 平成24年7月26日（木） 16時から17時
- 2 場 所 北海道選挙管理委員会事務局会議室
- 3 出席者 北海道町村会事務局 熊谷副部長
道総務部危機対策局危機対策課危機調整G 浦野主幹
道総合政策部科学IT振興局情報政策課情報企画G 浅水主任
道総合政策部地域主権局広域連携行政G 鈴木主幹
道総合政策部地域行政局市町村課G 叶野主幹、幾島主査、安宅主任

4 開催結果の概要

(1) 挨拶（事務局：叶野主幹）

- ・「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」の第3回会議を開催する。
- ・北海道市長会は行事対応のため欠席。
- ・議題(4)については、道危機対策課防災Gから説明予定だったが、急遽、欠席。

(2) 議題

ア 被災市町村の行政機能の確保に向けた検討のためのアンケート結果について

【市町村課：幾島主査】

- ・ アンケート調査について、道内全ての市町村から回答があった。
結果については、現時点で各市町村における担当部署の考え方について、整理し回答をいただいているため、自治体としての意向などが的確に反映しているものではないので、留意いただきたい。

【集計結果の概要を説明】

- ・ 1ページ目下段：海岸を有する地域で津波災害を想定していない団体の認識などを確認する必要がある。
- ・ 2ページ目中段：行政機能を維持するために、地域防災計画や災害協定などで補完できているかを確認する必要がある。
- ・ 4～7ページ：BCPの策定が進むことで、変動が考えられる。
- ・ 今後、情報政策課とも協力をいただき、アンケート結果の分析を進める。

イ 「行政機能確保検討会議道外視察(案)について」

【市町村課：幾島主査】

- ・ この件については、当検討会議を立ち上げた際、昨年3月の東日本大震災で被災した地方自治体から、災害時の対応に当たって課題となる職員の派遣や事務処理の委託、庁舎や情報システムの復旧など行政機能再開までの初動体制の

確立について話を伺い、今後、検討会議で提言をまとめる際の「カウンターパート方式」などによる広域連携の応援体制の仕組みなど、大規模災害を想定した道及び市町村相互の応援協定の見直しについて、アドバイスなどを頂くため、実施するもの。

- ・ 現時点での視察先については、宮城県と岩手県を予定しており、視察先団体としては、①宮城県庁 ②女川町（受け入れが困難な場合は、石巻市に打診）③岩手県庁 ④陸前高田市 ⑤遠野市 の2県3市町を予定。
- ・ 視察にあたり「ヒアリング項目」を取りまとめるが、その際、メンバー各々が担当する事務について、「ヒアリング項目」を整理したいと考えているので、よろしく願います。
- ・ 視察日程については、記載している「平成24年8月27日(月)から31日(金)の間の3日間」で先方に打診を予定。

(意見)

【危機対策課：浦野主幹】

「道防災総合訓練」実施のため、8月下旬の対応は困難

【地域主権局：鈴木主幹】

道内各地で広域連携業務の説明会対応のため、8月下旬の対応は困難

【町村会：熊谷】

10月中旬ごろに政策懇談会が予定されている

※ 視察については、やむを得ず、10月に実施する。

ウ 「地震発生時の業務継続体制及び業務継続計画の策定状況調査結果について」

【危機対策課：浦野主幹】

- ・ 地震発生時に限定した業務継続計画の策定状況調査を行った。
配付資料の詳細版については、内部限りとしていただきたい。
- ・ この調査結果については、議会（委員会含）に対しては特に報告を行わない。

[集計結果の概要を説明]

- ・ 業務継続計画が作成されるよう、危機対策課で積極的に取組む考えである。
- ・ 業務継続計画を策定するため、参考資料の提供が多く求められている。

エ 「国における災害対策基本法改正案の動きについて」

【危機対策課（代理 市町村課：幾島主査）】

- ・ 内閣府から中間報告として示された資料である。
- ・ 資料中、「第3章中、市町村機能が著しく低下した場合や災害緊急事態における都道府県や国の対応のあり方を検討」とされている事項が、今後関連してくるのではないかと注視している。
- ・ 今後、最終報告に係る国の説明会が予定されているため、危機対策課で情報収集を考えている。

被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議（第4回）会議録

- 1 日 時 平成24年8月24日（金） 16時から17時
- 2 場 所 北海道選挙管理委員会事務局会議室
- 3 出席者 北海道市長会事務局 五十嵐参事、能登主査
北海道町村会事務局 熊谷副部長
道総務部危機対策局危機対策課危機調整G 浦野主幹
防災G 中島主幹、古俣主査
道総合政策部科学IT振興局情報政策課情報企画G 曾根主幹
道総合政策部地域主権局広域連携行政G 齊藤主任
道総合政策部地域行政局市町村課G 叶野主幹、幾島主査、安宅主任

4 開催結果の概要

(1) 挨拶（事務局：叶野主幹）

- ・「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」の第4回会議を開催する。
- ・北海道市長会は急遽他業務対応のため欠席。

(2) 議題

ア 「国における災害対策基本法改正案の動きについて」

【危機対策課：古俣主査】

6月21日に公布・施行された改正災害対策基本法について、市町村に関する主な改正点、特に行政機能確保に係る部分に留意して説明、参考に、8月1日に開催された、都道府県及び政令指定都市に対する国の説明会における説明や質疑について紹介する。

また、先日新聞報道があった、防災基本計画の修正に関連した説明する。

国の説明会でも、内閣府から、正式公表ではないが、8月から9月までには基本計画の改正を行いたいとの発言。

道としては修正案等を入手していないものの、記事の内容は、7月31日に発表された、中央防災会議の防災対策推進検討会議における最終報告と一致していることから、次期災害対策基本計画の改正につながるものとして、国の検討会議の最終報告について説明する。

（資料1、国からの法改正及び法律の運用に関する通知）

○ 大きな改正点の1つ目。

（4ページ） 防災会議と災害対策本部の役割分担を明確化。具体的には、災害応急対策のための方針の作成、本部長から関係機関への協力要求等を災害対策本

部の規定に設ける一方、地方公共団体の防災会議については、地方公共団体の長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を所掌事務に追加。

(3 ページ) 中段やや下だが、地域防災計画等の策定に多様な主体の参画を図るため、地域防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加。

- ・ これら2点に関する法律上の運用についてだが、7 ページ上段。
市町村の防災会議条例については、法第16条の改正に伴い、都道府県防災会議の例に準じて、市町村においても必要な検討を行った上で、できる限り速やかに条例の改正等を行う必要があるとしている。

参考として、国の説明会において関連する説明や質疑があったので、4点紹介。

- ・ 1点目、改正の時期についてだが、消防庁国民保護・防災部防災課長からは、具体的な人選等をした上での条例改正になると思われるので、12月頃の改正になるかも知れないが、必要な検討を行った上で、速やかに行うようよろしくお願いしたいとの発言。
- ・ 2点目として、男女共同参画や災害時要援護者対策に法改正を活かして欲しい、防災会議条例改正の際によろしくお願いしたいとの発言。
- ・ 3点目として、札幌市から、現行の条例の規定で既に女性委員の登用の道を開いていることから、それでも条例改正を要するのか質問があったところ、消防庁から、市町村の防災会議条例については、従来から例示しているが、「都道府県に準じて」定めることとされているため、委員構成の規定が進んでいる、女性委員も多く法改正の趣旨を先取りしているとの前置きがあった上で、趣旨を明確化するために改正をお願いしたい。時期についても9月がいいのか12月がいいのか、災対本部条例の改正とともに検討して欲しいとの回答。
- ・ 4点目として、鳥取県から防災会議の新しい所掌事務に関連して、「防災に関する重要事項」とは何かについて質問があったが、内閣府からは、「重要事項」は文字どおりの解釈であり、規定の考え方は地域毎の判断との回答。
また、これに併せて、消防庁からは、BCPについても防災会議を上手く活用して欲しいとの発言。

(8 ページ) 市町村災害対策本部についてだが、都道府県災害対策本部と同一規定で定められていたものを、新たに法第23条の2として別個に規定することとされたもの。

都道府県災害対策本部の規定との相違点としては、広域自治体である都道府県と差別化し、市町村災害対策本部の事務には災害発生時における関係機関間の連絡調整を明記しない一方、関係指定地方行政機関等との連携確保に努める旨規定。

(地方公共団体間の応援対象業務の拡大)

- 大きな改正点の2つ目。地方公共団体間の応援対象業務の拡大について説明。
(2ページ) 1の(2)にあるとおり、消防、水防、救助等の人命に関わるような緊急性のきわめて高い応急措置に限定されていた、地方公共団体間の応援対象業務を、避難所運営支援、巡回健康診断、施設の修繕のような災害応急対策一般に拡大している。

また、法第68条第1項に基づく市町村から都道府県への応援の要求又は要請について、応急措置から対象が拡大された災害応急対策についても都道府県知事等に応諾義務を課している。

(地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化)

- 大きな改正点の3つ目として、1の(3)にあるとおり、地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化に関する改正が行われている。

具体的には、国及び地方公共団体は、広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項の実施に努めなければならないことを規定。また、災害予防責任者は、予め地域防災計画等において相互応援や広域での被災住民の受け入れを想定する等の必要な措置を構ずるよう努めなければならないことを規定。

これらに改正点に関連して、国の説明会においても協定締結に関する留意事項として、3点、補足説明があったので紹介する。

- ・ 1点目として「応援協定の締結推進」ということで、
 - ①都道府県の区域を越えた応援協定
 - ②複数の地方公共団体との応援協定
 - ③避難者の受け入れについても応援協定の中に含める方向での検討・見直しなどについて、推進して欲しいとの説明。

参考資料1の1枚目の裏、全国の市区町村のうち9割以上が応援協定を締結しており、5割近い市区町村が、他の都道府県の市区町村と協定を締結している。

また、2枚目の裏になる。これによると、本道は全179市町村が市町村間の相互応援協定を締結しており、うち2割弱にあたる32市町村が他の都道府県の市町村と協定を締結している。

全国から比べると、他の都道府県の市町村と協定を締結している市町村の割合が少ないが、広大な面積を有する本道においては、例えば振興局地域を越えた応援協定は、充分県域を越えた協定に相当すると思われ、むしろ、道内における広域の連携協定についても推進していく必要があると思われる。

参考資料1の3枚目には、大阪府の泉大津市が提唱した、遠隔自治体間による災害時相互応援体制の構築事例を添付している。

- ・ 2点目として、「迅速な応援のための準備」として、

- ① 緊急派遣チーム・先遣隊の組織化と人選
 - ② 応援可能物資のリスト化
 - ③ 関係連絡先一覧の作成
- などについて、準備をして欲しいとの説明。

更に、補足事項の3点目として、他の地方公共団体からの人的な支援を受け入れ易いように、どんな小さな市町村でも、受援する場合に備え、最低限準備をしておくべきものとして、

- ① 執務スペースの確保
 - ② 避難所等の場所の分かる地図
 - ③ 関係機関の連絡先の一覧
 - ④ 被害状況把握、避難所開設・運営、災害時要援護者に係る対策、廃棄物処理、上下水道・ガス等のライフライン回復など、災害応急対策に係るマニュアル
 - ⑤ 宿泊・宿営が可能なホテル又は場所のリスト
- の5つを挙げ、応援協定締結先等に渡しておくなどして欲しいとの説明があった。

(広域避難に関する規定)

- 大きな改正点の4つ目として、広域避難に関する規定が新設されている。資料1の3ページに戻っていただく。2の(2)にあるとおり、市町村・都道府県の区域を超える被災住民の受入れ、いわゆる広域避難が円滑に行われるよう、地方公共団体間の被災住民の受入手続きや都道府県・国による調整手続きに関する規定等が新設されたところ。

具体的には、資料1の11ページ、下段の4の(1)にあるとおり、ひとつの市町村の区域を越えて住民が避難する場合について、同一都道府県内いわゆる広域一時滞在の場合には被災市町村長が他の市町村長と、都道府県の区域を超えるいわゆる都道府県外広域一時滞在の場合は、都道府県知事が他の都道府県知事と協議を行うこととするとともに、被災市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったような自体に備え、都道府県知事による代行規定等を設けているもの。

なお、広域一時滞在の協議を受けた市町村長は、被災住民を受け入れるべき公共施設等を決定することとされているが、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合においては、あらかじめ又は現に災害が発生した際に、当該施設の管理者の同意を得ることが必要であり、地域防災計画に基づき避難場所を指定する際等に広域一時滞在の用に供することについてもあらかじめ同意を得ることが望ましいもの。

(救援物資を被災地に確実に供給する仕組みの創設)

- 大きな改正点の5つ目として、救援物資とを被災地に確実に供給する仕組みが創設されている。資料1の2ページ、2の(1)にあるとおり、市町村は都道府県に対し、都道府県は指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長、つまり国に

対し、物資の供給を要請等できることを規定。

また、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できること及び都道府県・国が運送事業者である指定公共機関等に対し、物資等の運送の要請や指示を行うことができることとした。

これらに関する法律上の運用についてだが、13ページ中段の5の(1)をご覧願う。法第86条の7第1項は、市町村長が都道府県知事に対し必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるように要請等できるという流れを法定化したもの。

これに対し、同条第2項は要請等を待たないで物資等の供給にちて必要な措置を講ずる、いわゆる「プッシュ型」の物資等の供給に関する規定となっている。

(新設される事務に関する費用負担)

○ 最後に費用負担について、14ページ以降に示されているので、ご覧願う。

- ① 拡大された応援対象業務を実施するために要した費用については、応援を受けた地方公共団体が、
- ② 広域一時滞在に要した経費については、被災地方公共団体が、
物資等の供給については、災害応急対策の実施に必要な物資等の供給について必要な措置を講じられた側が、
- ③ 災害応急対策必要物資の運送については、物資の運送を要請又は指示した側が、それぞれ費用を負担するという考え方が示されている。

(防災基本計画の修正案に関する新聞報道について)

○ 防災基本計画の修正案に関する新聞報道について、可能な範囲で説明する。

参考資料3は8月15日付け北海道新聞の記事。これによると14日に防災基本計画の修正案が判明したとあるが、道としては、公式には国からそのような通知もなければ、ホームページ等で資料が公表されている訳ではないものと承知しているところ。

記事のうち、「今秋にも決定する」という件については、先ほど申し上げた、国の説明会における内閣府の発言と合致している。また、「代替庁舎確保も促す」等の内容についても、7月31日に発表された、中央防災会議の防災対策推進検討会議における最終報告とほぼ平仄がそろっていることから、取材により記事にしたものと思われる。

このため、現時点においては、防災基本計画に反映される見込みであることを踏まえ、検討会議の最終報告の内容を理解しておくことが肝要と思われる。

・ 資料2

これは、検討委員会が示した最終報告から、市町村の実務と特に関係が深いと思われる部分を抜粋したもの。

語弊を恐れず、その内容を大まかに分類すると、先ほどからご説明してきた、災害対策基本法の改正を踏まえた部分とそれ以外のものとに分かれ、後者にあたるものの中に、今回新聞報道された内容が含まれているもの。また、後者のうち、「法制との関係を整理」といった表現が含まれるものは、来年度の通常国会を見据えて、災害対策基本法をはじめとする更なる法改正を検討している項目となっている。

（災害から生命を守るための初動対応）

災害から生命を守るための初動対応として、まず、住民の広域的な避難が必要な場合等に備えて、災害の種類ごとの避難の時間的余裕も考慮しつつ、公共交通機関、貸切バス、自家用車、船舶等の使用を含めた移動方法について、地方公共団体は避難計画等に明記すべきとしている。

次に、津波避難については、地方公共団体は、地域の特性に応じ、浸水想定区域、避難対象地域、避難場所・避難施設・避難路等、避難勧告・指示等の発令基準等を盛り込んだ津波避難計画の策定を推進し、地域住民に周知徹底を図るべきであり、国は、津波避難対策に関するマニュアルの見直しを行うなど地方公共団体の取組に対し、適切な支援を実施すべきとしている。

避難行動の判断の後押しとなる警報等の情報を国、地方公共団体が連携して住民等に確実に伝達すべきであり、そのため、津波等災害の発生につながる現象の監視・観測及び情報の発信者から受信者までの一連の情報伝達体制を強化すべきとしている。

被災後の救助・復旧活動のため、燃料、発電機、建設機械など災害時に有用な資材・機材が地域内で確保できるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握の上、不足の補填や地方公共団体と事業者間の協定の締結等の取組を進めるべきとしている。

発災直後には、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難となった場合にも、食料等の必要物資が被災者の手元にしっかりと届くようにするため、国、地方公共団体は、被災地からの要請がなくても支援物資を確保し送り込む、いわゆる「プッシュ型」の支援を、集積拠点より先の各避難所までの配送や極度な供給過剰とならないことを考慮して、円滑かつ確実に実施すべきとしている。

「プッシュ型」の支援の運用については、国は、供給の仕組みの整備と併せて、被災地の情報が不足する中で、どの程度の種類と量をどこに送り込むのかの判断基準を物資のパッケージ化も含めてあらかじめ整理し、地方公共団体と認識を共有すべきであり、受入れ側となる地方公共団体は、集積拠点の開設や民間事業者への連絡・要請等における役割分担など、具体的な行動をあらかじめ定めるべきとしている。

（被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援）

被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援として、まず、流通在庫備

蓄は、物資の更新経費が節約できること、保管倉庫が不要なこと、物資管理の事務が軽減できること等のメリットがあるが、大規模災害時には、生産拠点等の被災による供給支障や委託先の倉庫被害等により搬出が困難となること、物資を必要とする場所への輸送手段や事業者との通信手段の喪失により配送が困難となること等の懸念があるとしている。

その上で、地方公共団体等は、流通在庫備蓄等の問題点も十分考慮し、現物での備蓄の併用も含めてそのあり方の再検討を行う必要があるとしている。

次に、支援物資の供給に際しては、被災地外からの輸送、集積拠点での管理・仕分け、個別避難所への配送に至るまで、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図るべきであり、その際、地方公共団体の人手を他の業務に振り向けられる効果も併せて考えるべきとしている。

また、個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから抑制を図るべきとする一方、被災地外の地方公共団体等において、ボランティア等の協力を得つつ混載物資の内容物を分別する体制を構築すべきであり、その旨を国民に広く広報すべきとしている。

広域での被災住民の受入れが円滑に行われるよう、災害時要援護者対策も含め、災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、各行政主体が具体的に避難先の想定、受入れ方法の検討、手順のマニュアル化等を実施すべきとしている。

関係地方公共団体が所在を把握できる広域避難者に対しては、情報、支援物資、サービスの提供に支障が生じないように配慮する必要があるとしている。

高齢者、障がい者、乳幼児などのニーズを踏まえた被災者支援には、日頃、介護や子育てを担うことが多い女性の視点を重視することが必要であり、国や地方公共団体の防災部局の担当職員についても、その男女比率を庁内全体の職員の男女比率に近づけるなど、国や地方公共団体の防災に係る意思決定の場における男女共同参画の推進を図るとともに、避難所や応急仮設住宅等の意思決定の場においても男女共同参画の推進を図るべきとしている。

個々の被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明について災害対策法制に位置付けるべきであり、現在国会に提出中のマイナンバー法案において導入することとしている社会保障・税番号との関係を一層明確化し、同番号の活用による住民負担の軽減を図るべきとしている。

被災者台帳についても災害対策法制に位置付け、前述の社会保障・税番号との関係を明確化すべきであるとされてる。

地方公共団体において、平時に被災者支援の仕組を担当する部局が必ずしも明らかでない場合が多いことから、これを明確化し、仕組の整備等を着実に進めるようにすべきであり、その際には、女性や若者も含めた住民による避難所の運営主体も予め組織しておくことも検討すべきとしている。また、被災者情報を一元的に管理するシステム等の活用を、平常時から検討しておくべきとしている。

災害時における地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、個人情報保

護法制との関係を整理すべきとしている。

(ライフライン等の被害からの早期回復)

ライフライン等の被害からの早期回復として、まず、道路、空港、港湾などの交通インフラについては、被災地への要員・物資輸送手段を早急に回復するため、また、河川・海岸堤防等の防災施設については、洪水や高潮による複合災害を防止するため、発災後速やかに応急復旧を可能とする計画を平時から準備しておくべきとしている。

次に、これらの復旧作業を円滑に進めるため、国や地方公共団体間の連携体制の整備、企業等との災害協定締結等を進めるべきとしている。

また、地方公共団体の技術系職員の減少により、被災地では地方公共団体が公共施設の点検・復旧に支障を来していることを踏まえ、応援協定の締結を始めとする、国と地方公共団体の連携、地方公共団体間の連携を推進すべきとしている。

このうち、2点目及び3点目は行政機能確保に関する検討に際しても留意すべき事項と考えられる。

(災害即応体制の充実・強化につながる各主体が連携した体制整備)

災害即応体制の充実・強化につながる各主体が連携した体制整備として、まず、広域で甚大な災害が発生した際において、災害の規模や被災地のニーズに応じて応援が円滑に行われるよう、応援先・受援先の決定、相互応援に関する災害協定の締結など、具体的な方策を各地方公共団体において構築すべきとされており、この点も行政機能確保に関する検討に際しても留意すべき事項と考えられる。

次に、大規模災害の発生時においては、国が必要な調整を行うことが適当と考えられることから、あらかじめ、国と地方公共団体で十分な意見交換を行い、調整に関する方策を構築すべきとしている。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の輸送・管理等、避難所・在宅避難者等への食料の配布等)は、あらかじめ地方公共団体と民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者の能力・施設・ノウハウ・エネルギーを活用すべきとしている。

(災害即応体制の充実・強化につながる地方公共団体における体制整備)

災害即応体制の充実・強化につながる地方公共団体における体制整備として、発災時、地方公共団体は他の地域の支援が届くまでは自力で災害対応を行う必要があることから、「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会」報告等も参考にして、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前にチェックリスト化するなど対応体制を確立しておくべきとしている。

なお、「地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会」の報告におけるチェックリストを参考資料2として添付しているので、後ほどご参照願いたい。

次に、東日本大震災で庁舎や首長や職員が被災し、行政機能が著しく低下した地方公共団体があったこと等を踏まえ、地方公共団体の業務継続の確保のため、代替

拠点の確保、首長や主要職員の代理の確保、重要情報のバックアップなどを推進すべきとしている。また、災害対応業務が特定の部課へ集中する実態を踏まえ、人員配置や支援要請も考慮する必要があるとしている。

地方公共団体や防災関係機関は、防災業務計画や地域防災計画に受援計画を位置付け、応援に関する連絡・要請などの具体的手法も記載するなど、円滑な相互応援体制の確立を図るべきとしている。

国と地方公共団体間、地方公共団体相互間の広域応援を総合的かつより円滑に実施するため、可能な範囲内で災害対応業務のプログラム化、標準化を行うべきとしている。

特に、災害時の協力協定の相手方とは、相手方の業務規定や情報システム等の共通化を図ることが有効であり、少なくとも相手方の規定、システムへの習熟を進めるべきとしている。

地方公共団体間の応援に当たっては、東日本大震災の応援における知見を十分に活用すべきとしている。

各地方公共団体とも、災害対応が未経験の職員が多いことを踏まえ、被災地の地方公共団体への支援活動が、自らの災害対応のためにも役立つことに留意すべきとしている。

被災地の周辺地域が被災地の後方支援を担える体制を推進するため、岩手県遠野市の事例等を参考にして、防災計画等に被災地域外の後方支援基地の位置付けを行うべきとしている。また、遠隔地からの応援に当たっては、周辺地域の物資補給基地の確保も検討すべきとしている。

広域避難を受け入れた地方公共団体が主体的な判断で被災者の支援ができるよう自由度を確保した財政支援の必要性について検討すべきとしている。

各地方公共団体における災害対策の的確・迅速な実施のため、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため指定地方公共機関その他の関係者の出席を求めることができることをあらかじめマニュアル等に位置付けるべきとしている。

緊急時に外部の専門家や過去の災害対応の経験者の意見を聴けるような仕組みを平素から構築しておくべきとしている。

地方公共団体は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興に向けて、OB（自衛隊等国の機関のOBも含む）・民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えておくべきとしている。

これらのうち、特に受援計画の位置づけや、協定の相手方とのシステム等の共通化については、行政機能確保に関する検討に際しても留意すべき事項と考えられる。

また、代替拠点の確保、首長や主要職員の代理の確保、重要情報のバックアップ、人員配置や支援要請の考慮などについては、先日の新聞記事で取り上げられていた、防災基本計画の修正案に盛り込まれるとしている内容と一致しているもの。

（その他災害即応体制の充実・強化につながる取組）

その他災害即応体制の充実・強化につながる取組として、まず、国・地方を通じ

た幹部要員の連絡体制の強化として、衛星携帯電話の各府省庁における整備や地方公共団体に対する整備の要請を行うほか、一定のストックを確保して発生時に現地において迅速に活用する仕組みの構築を図るべきとしている。

次に、東日本大震災においては専門家や学識者等によって情報処理チームが組織されたが、地方公共団体は、情報処理の人材確保等のために、このような外部チームとの協定締結による支援活動の受け入れ等を検討すべきとしている。

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象、いわゆる複合災害においては、情報の集約や意思決定の混乱や遅れ、要員・資機材等の不足、投入の偏り、移動・輸送の遅れ、単独発生時の避難計画どおりの避難の困難化などが生じ、災害対応に大きな欠陥が生じることが懸念されることから、政府、地方公共団体等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する必要があるとしている。

この複合災害の定義等については、先日の新聞記事で取り上げられていた、防災基本計画の修正案に盛り込まれるとしている内容と一致しているもの。

(災害を予防するための多面的な取組、迅速かつ円滑な復興への取組、国の総力を挙げた取組体制の確立)

災害を予防するための多面的な取組、迅速かつ円滑な復興への取組、国の総力を挙げた取組体制の確立について、まず、基本理念では、国民や企業が自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の人々、企業、ボランティア、関係団体等が協働して地域の安全を守る「共助」、国及び地方公共団体による「公助」の、それぞれの理念や役割について、「公助」の重要性とその限界を踏まえつつ、法的に位置付けるべきとしている。

次に、防災教育を担う人材の育成が重要であり、地方公共団体や大学等における防災リーダー育成のための研修体制の整備、防災関係機関や教職員、特に学校長経験者のOBなどの活用が必要としている。

また、地方公共団体が行うべき災害対策は多岐にわたることから、これらの職員が円滑に災害対応を行えるような教育を推進すべきとしている。

国、地方公共団体、民間事業者の各々の業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を確認するため、必要な要員、物資、機器及び通信手段の確保、非常時優先業務の実行可能性等が検証できるような訓練を行うべきとしている。

各火山において、地方公共団体、国の関係機関、火山専門家等は、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、避難計画等の防災対策を共同で検討する火山防災協議会の設置を推進し、地方公共団体は、避難計画の策定を進めるべきとしている。

地方公共団体においては、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理し、計画的な復興に備えることが重要としている。

国、地方公共団体は、国民運動の展開のため、地域における防災関係組織の協力を得ることはもとより、全国に数多く存在し、日常から地域の実情に応じた学習活

動が行われている公民館等の社会教育施設を活用するなどにより、生涯学習の観点からも参画型・体験型の主体的な防災・減災の学習の普及を図るべきとしている。

これらの活用による防災リーダーの育成やその活動の社会的評価を高めるよう努めるべきとしている。

これらのうち、OB人材の活用については、先日の新聞記事で取り上げられていた、防災基本計画の修正案に盛り込まれるとしている内容と一致しているもの。

- 最後に、今後の法改正の動向について、参考資料4として添付している。詳しくは後ほどご参照いただきたいが、先の国の説明会において、1ページ目下段の災害時要援護者名簿について、市町村における名簿作成が進んでいないことから法的にも義務化することを検討していること、要援護者名簿以外にも、水害時の避難マニュアルや避難勧告基準の制定について、市町村における進捗に差があることから対応を進めるよう何度も発言があったことを申し添えておく。

イ 「災害に強い電子自治体に関する研究会（中間報告）について」

【情報政策課：曾根主幹】

この研究会の目的としては、東日本大震災発生時等の教訓を踏まえ、大震災や大規模なサイバー攻撃のような大災害が発生した場合、業務継続やサービス提供の観点から地域におけるICT利活用に関する検討を行うため、今年1月に設置されたところ。

事務局は、総務省地域情報政策室に設置されており、中間報告までに研究会3回、WG7回開催したところで、来年3月に最終とりまとめ結果を公表する予定。

この8月7日に公表した中間報告の概要としては、平成20年に策定したICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）ガイドラインの改定の方向性を示し、市町村へも示したところ。

東日本大震災直後、住民情報システム等の基幹システムや電話等の情報通信手段が利用不能となり、避難者の名簿作成や各種証明書の利用などが困難となった。

地方公共団体は、必要な情報システムを稼働できる、あるいはそのデータを利用できるようにICT-BCPを策定し、平常時の訓練と検証を積み重ねていくべきであり、

現在の市町村におけるICT-BCPの策定率は6.5%にとどまっており、普及が進まない理由として、

- ① ICT部門に従事する人員が少ないこと
 - ② 3部20ステップの大型のガイドラインであること
 - ③ 通常業務のみを対象としたイメージがあること
- が考えられる。

当面、地方公共団体が取り組むべき必要最小限の事項に絞り込み、明確化することでICT-BCPの策定、普及に寄与できると思われる。

ガイドラインの改定の方向性としては、

- ① 発災後概ね72時間を念頭に置いた初動対応に焦点をあて、「初動を可能にするためのアクション」を切り出し、具体化の事例を併せて提示。
- ② ICT-BCPの実効性を高めるため、地域防災計画への適切な反映を検討するとともに、訓練を平常時から繰り返し行い、検証し改善を積み重ねることを想定する。
- ③ その他の部分について、小規模団体に配慮しつつ、研究会の議論や中央防災会議等の検討結果などを踏まえ、ガイドラインの見直しを実施。

今後の予定として、初動アクションについては、必要なシステムや利用できないときの代替手段などを整理し、その他の部分についてもガイドラインの改正作業を進め、平成24年度内にとりまとめる予定。

今後も研究会の動きが有り次第、情報提供させていただく。

被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議（第5回）会議録

- 1 日 時 平成24年10月2日（火） 16時から16時45分
- 2 場 所 北海道選挙管理委員会事務局会議室
- 3 出席者 北海道市長会事務局 能登主査
北海道町村会事務局 熊谷副部長
道総務部危機対策局危機対策課危機調整G 浦野主幹
防災G 古俣主査
道総合政策部科学IT振興局情報政策課情報企画G 曾根主幹
道総合政策部地域主権局広域連携G 鈴木主幹、寺澤主査
道総合政策部地域行政局市町村課G 叶野主幹、幾島主査、安宅主任

4 開催結果の概要

(1) 挨拶（事務局：叶野主幹）

- ・「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議」の第5回会議を開催する。
- ・10月17日から19日に、東日本大震災での被災地である東北地域への視察について意見交換を行う。

(2) 議題

「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議 道外視察日程等について」

【市町村課：幾島主査、安宅主任】

- ・行程は先方と調整した結果、資料1のとおりとしたい。
- ・移動は公共交通機関の利便性が悪いため、レンタカーで移動する。
- ・移動に時間が割かれるため、各地における意見交換時間は概ね30～60分程度。
視察前に、それぞれの担当分野の立場で意見交換事項を提出いただき、事務局で集約を行う。
- ・意見交換事項を集約後、予め視察先へ送付を考えている。
- ・事務局では、予算を確保していないため、旅費は各所属で負担をお願いする。
- ・参加者を把握する必要があるため、翌日までに欠席の連絡をお願いする。

被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議（第6回）会議録

- 1 日 時 平成25年3月15日（金） 14時から15時30分
- 2 場 所 北海道選挙管理委員会事務局会議室
- 3 出席者 北海道町村会事務局 熊谷副部長
道総務部危機対策局危機対策課危機調整G 浦野主幹
防災G 古俣主査
道総合政策部科学IT振興局情報政策課情報企画G 曾根主幹
道総合政策部地域主権局広域連携G 鈴木主幹
道総合政策部地域行政局市町村課G 叶野主幹、幾島主査、安宅主任

4 開催結果の概要

- (1) 道外視察結果について 【市町村課：幾島主査】
本検討会議開催案内に合わせ、予め送付した内容に一部修正を加えたものである。
資料1及び資料2の内容について問題があれば発言願う。（発言なし）
- (2) 検討会議検討経過報告について 【市町村課：幾島主査】
資料3に基づき、検討の方向性及び考え方、記載の内容などの意見交換を行い、
部分修正や表現方法について修正を加えることとする。
各出席者においては、修正案や概要図などの提供をお願いする。
- (3) 今後のスケジュールについて 【市町村課：幾島主査】
資料4に記載のとおり、今後進めていく考えである。

被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議（第7回）会議録

- 1 日 時 平成25年4月19日（金） 14時から16時26分
- 2 場 所 北海道選挙管理委員会事務局会議室
- 3 出席者 北海道市長会事務局 近藤主査
北海道町村会事務局 熊谷副部長
北海道町村会事務局 三橋主幹
道総務部危機対策局危機対策課危機調整G 浦野主幹
道総務部危機対策局危機対策課防災G 阿部主幹
道総務部危機対策局危機対策課防災G 古俣主査
道総合政策部科学IT振興局情報政策課情報企画G 曾根主幹
道総合政策部地域主権局広域連携G 鈴木主幹
道総合政策部地域行政局市町村課G 橋本主幹、幾島主査、内藤主査
浅野主任

4 開催結果の概要

- (1) 構成メンバーの変更について 【市町村課：幾島主査】
4月の人事異動等において、当会議の構成メンバーに異動が生じていることから、改めて構成メンバーの紹介をすると共に当会議の設置要領や経過について説明。
- (2) 行政機能の確保に向けた検討会議検討経過報告について 【市町村課：幾島主査】
「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討報告書（案）」について、記載の内容などの意見交換を行い、部分修正や表現方法について修正を加えることとする。
- (3) 今後の検討会議のあり方について 【市町村課：幾島主査】
当会議を発展的に解消し、この会議でまとめた課題や方向性などについて、今後の取組の円滑な推進に向け、課題や意識等の情報共有、所管の個別施策への反映、課題への対応を適時的確に進めるため、局長級職員で構成する「推進連絡会議（仮称）」を設置させていただく。
今後は「検討会議」としての開催ではなく、推進連絡会議のワーキンググループとして定期的に課題等の対応などについて、情報交換させていただく。

被災市町村の行政機能の確保に向けた検討会議（第8回）会議録

- 1 日 時 平成25年5月13日（月） 13時30分から14時15分
- 2 場 所 北海道選挙管理委員会事務局会議室
- 3 出席者 北海道市長会事務局 平岡参事
北海道市長会事務局 近藤主査
道総務部危機対策局危機対策課防災G 阿部主幹
道総合政策部科学IT振興局情報政策課情報企画G 曾根主幹
道総合政策部科学IT振興局情報政策課情報企画G 佐々木主査
道総合政策部地域主権局広域連携G 鈴木主幹
道総合政策部地域行政局市町村課G 橋本主幹、幾島主査、浅野主任

4 開催結果の概要

- (1) 行政機能の確保に向けた検討会議検討報告書について 【市町村課：幾島主査】
「被災市町村の行政機能の確保に向けた検討報告書（案）」について、記載の内容などの意見交換を行い、一部修正を加え成案とすることとする。
- (2) その他
当会議の設置から1年が経過し、行政機能確保の課題や方向性などについて整理がなされてきたことから、総合政策委員会等の道議会議員16名に対し、行政機能の確保に向けた検討について報告したことを説明。